

政策等情報の説明資料

令和3年9月定例会

議案の 件名	議案第44号 交野市放課後児童会条例の一部を改正する条 例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）
-----------	---	------------	---

〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として交野市放課後児童会を実施している。	北河内の6市では、全市ともに延長にかかる使用料を徴収している。 なお、使用料の比較は、会費の設定や延長する時間など、運営方法の違いがあるため、同一条件で比較することが困難である。				
	〈財源措置の状況〉 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位:千円)				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
7,200					7,200
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
保護者ニーズの高い「開会時間の延長」について、放課後児童会の開会時間を、現在の18時30分までから19時までで延長を可能とすることを予定している。 それに伴い、受益者負担の原則から経費の一部を負担していただくため、利用者に対し延長使用料として、月額100円、月額上限を1,500円と設定して徴収することから、条例を一部改正するもの。 なお、同一世帯で2人目以降の利用者は使用料を半額とし、生活保護費受給世帯や就学援助費受給世帯等の児童会会費減免対象者については、使用料を免除する。	開会時間の延長を行うことで、保護者の方へのサービス向上が望める。また、開会時間を延長することに伴い、月額約60万円(年額約720万円)の費用がかかるものの、受益者負担等により、市の負担として適正な額にて開会時間の延長を行うことができると考える。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
昨年度実施したアンケート調査等においてニーズの高かった「開会時間の延長」について、そのニーズに応えるため、実施に向けた検討を行い、令和3年7月7日に開催された交野市放課後児童会運営委員会において、時間延長についての意見を聴取したものを、教育委員会定例会において、これに対する意見を市長に申し出ることについて諮り、承認いただいた。	“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)		5.働くことと、家族や人生などとのバランスを大切にしている 12.安心して子供を産み育てることができる。 18.子どもたちの未来に明るい希望がある。		
	○その他の計画(該当する場合のみ)				
	計画名称				
策定年度					
計画期間					
〈市民参加の状況〉					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
〈政策等の実施時期〉		令和3年11月1日			
担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)			
生涯学習推進部	青少年育成課	<input checked="" type="checkbox"/> 無 新旧対照表等			

交野市放課後児童会条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として交野市放課後児童会を実施している。

現行の運営において、保護者ニーズが高い「開会時間の延長」について実施するにあたり所要の改正を行いたいため。

2 条例改正案の内容

時間延長に関し、条例において明確化するため、第3条及び第4条に新たに「開会期間及び時間」と「休会日」を加え、30分間の開会時間が延長できる旨を規定する。

また、第9条に「延長使用料」を加え、午後6時30分以降の児童会の利用については、延長使用料として、日額100円、月額上限1,500円の費用を規定する。

なお、会費と同様に、同一世帯で2人目以降の利用者は、半額の日額50円、月額上限750円とし、生活保護費受給世帯や就学援助費受給世帯等の児童会会費免除対象者については当該使用料を免除することと規定する。

そのほか、今回の改正に伴う、文言の追加及び条のずれ等の所要の改正を合わせて行う。

3 施行日

令和3年11月1日から施行する。

交野市放課後児童会条例（平成16年条例第28号）新旧対照表

新	旧
<p><u>（開会期間及び時間）</u></p> <p><u>第3条 児童会の開会期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>2 児童会の開会時間は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 月曜日から金曜日まで 午後1時から午後6時30分まで</u></p> <p><u>（2） 小学校の休業日 午前8時30分から午後6時30分まで</u></p> <p><u>（3） 小学校の短縮授業日 授業終了時刻から午後6時30分まで</u></p> <p><u>（4） 土曜日（第4土曜日を除く。） 午前8時30分から午後6時30分まで</u></p> <p><u>3 前項第1号から第3号までに規定する開会時間は、午後6時30分から30分間延長することができる。</u></p> <p><u>（休会日）</u></p> <p><u>第4条 児童会の休会日は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 第4土曜日及び日曜日</u></p> <p><u>（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p><u>（3） 12月29日から翌年1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）</u></p> <p><u>2 市長は、前項に規定するもののほか、特別の事由があると認めるときは、休会日を別に定めることができる。</u></p> <p><u>（入会資格）</u></p>	<p><u>（入会資格）</u></p>

新	旧
<p>第5条 (略) (入会の申請及び許可)</p>	<p>第3条 (略) (入会の申請及び許可)</p>
<p>第6条 (略) (入会の不許可等)</p>	<p>第4条 (略) (入会の不許可等)</p>
<p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会を許可せず、又は出席を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 児童が、<u>第5条</u>に規定する入会資格を有しないとき、又は喪失したとき。</p> <p>(2) 保護者が、<u>会費又は延長使用料</u>を滞納したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(会費)</p>	<p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会を許可せず、又は出席を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 児童が、<u>第3条</u>に規定する入会資格を有しないとき、又は喪失したとき。</p> <p>(2) 保護者が、<u>会費</u>を滞納したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(会費)</p>
<p>第8条 (略)</p> <p>2 会費は、児童1人につき月額5,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会する場合、<u>2人目以降</u>の児童の会費は、1人につき月額2,500円とする。</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 会費は、児童1人につき月額5,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会する場合、<u>2人以上</u>の児童の会費は、1人につき月額2,500円とする。</p>
<p>3～6 (略)</p> <p>(延長使用料)</p>	<p>3～6 (略)</p>
<p>第9条 <u>前条第2項に規定するもののほか、午後6時30分以降に児童会を利用した児童の保護者は、市長が定める期日までに、延長使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>延長使用料は、児童1人につき1日あたり100円、月額上限を1,500円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が利用す</u></p>	

新	旧
<p><u>る場合、2人目以降の児童の延長使用料は、1人につき1日あたり50円、月額上限を750円とする。</u></p> <p><u>3 延長使用料に関し、この条に定めがないものについては、前条第3項から第6項までの規定を準用する。</u></p> <p>(運営委員会)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>	<p>(運営委員会)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>